

A 1 - 1 5 8

5 年 保 存 (常) (平成 36 年 12 月 31 日まで)
--

F N . A 1 - 4 - 0

鹿 務 第 1 1 6 号

鹿 監 第 1 6 号

鹿 情 第 4 号

平 成 3 1 年 2 月 1 3 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長			
担 当	情 報 公 開 係	TEL	

「公安委員会及び警察本部長の保有する個人情報の適正管理に関する要綱」
の制定について（通達）

鹿児島県個人情報保護条例（平成 14 年鹿児島県条例第 67 号）第 6 条に規定する安全確保の措置については、「「公安委員会及び警察本部長の保有する個人情報の適正管理に関する要綱」の制定について（通達）」（平成 26 年 3 月 24 日付け鹿務第 328 号ほか。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、このたび、個人情報を取り扱う事務の委託基準の一部を見直し、別添のとおり定めたので、各所属長にあつては、所属職員に周知徹底の上、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は平成 31 年 2 月 13 日から施行し、旧通達は廃止する。

別添

公安委員会及び警察本部長の保有する個人情報の適正管理に関する要綱 (個人情報適正管理要綱)

(目的)

第1条 この要綱は、公安委員会及び警察本部長の保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置について、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、条例の定めるところによるものとする。

(管理体制)

第3条 保有個人情報の適正な取扱いを図るため、個人情報管理者（以下「管理者」という。）及び個人情報総括管理者（以下「総括管理者」という。）を置くものとする。
2 管理者は保有個人情報を所管する所属の長をもって充て、総括管理者は警務部長をもって充てるものとする。

(適正管理)

第4条 保有個人情報の適切な管理のために、条例及び関係するその他の規則等の規定を遵守するとともに、次の各号に掲げるところによるものとし、保有個人情報が記録された公文書、媒体及び機器等（以下「公文書等」という。）が「警察情報セキュリティポリシー」の対象となる情報資産である場合には、この要綱に定めるもののほか、当該ポリシーを遵守するものとする。

- (1) 管理者は、保有個人情報の内容に応じて、実施機関の職員（以下「職員」という。）のうち当該保有個人情報を取り扱うことができる者（以下「取扱者」という。）をその利用目的を達成する上で必要となる最小限の職員に限ること。
- (2) 管理者は、保有個人情報の適切な管理に支障が生じないように、取扱者が業務上の目的で行う、保有個人情報の保管、持ち出し、廃棄等の行為に対し適切な指示を行うこと。
- (3) 取扱者は、管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている公文書等を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、保有個人情報の漏えい等を防止するため、当該公文書等の保管場所における施錠等の措置を講ずること。
- (4) 取扱者は、保有個人情報の持ち出しについて、次に掲げるところにより適正に行うこと。
 - ア 保有個人情報が記録された公文書等を外部へ持ち出さないこと。ただし、業務遂行上持ち出さざるを得ない場合には、事前に管理者の許可を得ること。
 - イ 持ち出した保有個人情報を常に手元から離さないようにするなど厳重に管理し、他人の目に触れないようにするほか、紛失、盗難等による漏えい等を防止するための措置を講ずること。
- (5) 取扱者は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている公文書等が不要となった場合には、管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により確実かつ速やかに廃棄し、又は消去することとし、当該公文書等を裏面

印刷等に再利用しないこと。

- (6) 個人情報の取扱いを外部に委託する場合は、別紙「個人情報を取り扱う事務の委託基準」に基づき対応すること。

(安全確保上の問題への対応)

第5条 保有個人情報の漏えい等（以下「当該事案」という。）が発生し、又はそのおそれがある場合には、次の各号に掲げるところにより対応するものとする。ただし、当該事案が「情報セキュリティ侵害事案」の対象となる場合については、別に本部長が定めるものに基づき対応するものとする。

- (1) 当該事案が発生し、又はそのおそれがあることを知った職員は、速やかに当該職員の所属の長に報告することとし、報告を受けた当該職員の所属の長は、速やかに当該保有個人情報を管理する管理者に報告すること。
- (2) 管理者は、当該事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括管理者に報告するとともに、速やかに当該保有個人情報の本人に対して連絡するなど、本人及びその関係者が二次的な被害に遭うことを防止するための必要な措置を講ずること。
- (3) 管理者は、本部警務課、情報管理課及び監察課に対して当該事案の発生日時、発生場所、発生状況、漏えい等した情報の内容及び関係者並びに関係機関への対応等の報告を行うとともに、今後の対応策等について協議を行うこと。
- (4) 総括管理者は、管理者に、当該事案の発生した原因の分析、再発防止のために必要な措置を講じさせるとともに、当該事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策を公表すること。

(教養の実施)

第6条 管理者は、必要に応じ、取扱者等に対し個人情報保護に関する教養を実施するものとする。

(その他)

第7条 保有個人情報の漏えい防止等について別に定めのある場合には、当該定めによるものとする。

個人情報を取り扱う事務の委託基準

1 趣旨

この基準は、鹿児島県個人情報保護条例（平成 14 年鹿児島県条例第 67 号）の実施機関が、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合において、同条例第 6 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により受託者が個人情報の保護のために講ずべき措置を契約上義務付けるに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる委託

この基準の対象となる委託は、実施機関が個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部を実施機関以外の者に依頼する場合の全てをいい、一般に委託契約と称されるもののほか、印刷、筆耕、翻訳等の契約並びに公の施設の管理及び使用料の収納の委託等の公法上の契約を含むものとする。ただし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 から第 252 条の 16 までの規定により県の事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を除く。

3 委託に当たっての留意事項

実施機関が個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 委託先の選定に当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を取り扱う事務を委託する場合は、別記「（個人情報取扱特記事項）（特定個人情報用）。以下「特記事項」と総称する。）を遵守できる者を選定すること。

また、特定個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、この基準に定めるもののほか、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）」、「鹿児島県特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」及び「特定個人情報等に関する安全管理措置」（平成 27 年 11 月 9 日鹿児島県高度情報化推進本部）の規定を遵守すること。

(2) 入札に当たっては入札の前に、随意契約に当たっては見積書を徴するときに、契約内容に個人情報保護に関する特記事項があることを相手先に周知すること。

(3) 受託者に対して、委託の内容に応じて個人情報の利用目的及び利用範囲等を明確に示し、受託者が目的以外に利用することがないようにすること。

(4) 委託事務を処理させるために委託先に提供する個人情報は、委託事務の目的の範囲内で必要かつ最小限のものとする。

4 契約に当たっての措置

個人情報を取り扱う事務の委託に係る契約に当たっては、次のとおり、受託者が特記事項の内容を遵守すべき旨を委託契約書に記載するものとする。ただし、契約書本文中に特記事項に掲げる内容を記載することを妨げない。

なお、契約書等の書面を作成しない契約の場合には、特記事項を契約事項として受託者に交付するものとする。

[委託契約書記載例]

(秘密の保護)

第〇条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密が個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）であるときは、別記「個人情報取扱特記事項」（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）であるときは、「個人情報取扱特記事項（個人情報用）」）に従い、その取扱いを適正に行わなければならない。

(注)「乙」は委託契約の受託者

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 秘密の保持

- 1 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

第3 保有の制限等

- 1 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

第4 適正管理

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第5 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第6 複写、複製の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 再委託の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

第8 資料等の返還

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は

引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第9 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第10 実地調査

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

第11 指示

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報についてその取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

第12 契約解除及び損害賠償

甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(注) 1 「甲」は委託者である県を、「乙」は受託者をいう。

2 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

別記

個人情報取扱特記事項（特定個人情報用）

第1 基本的事項

乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 従事者等の明確化

乙は、この契約による業務に従事する者及びその責任者（以下「従事者等」という。）を明確にし、この契約による業務を開始するときまでに、甲に書面で報告しなければならない。

第3 秘密の保持

- 1 乙は、この契約に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 2 乙は、従事者等に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

第4 従事者等への監督及び教育

乙は、従事者等に対して、個人情報の適切な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

第5 保有の制限等

- 1 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

第6 適正管理

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第7 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第8 持ち出しの禁止

乙は、甲の指示があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

第9 複写、複製の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第10 再委託の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

第11 資料等の返還

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第12 報告義務

乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

第13 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第14 実地調査

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

第15 指示

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報についてその取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

第16 契約解除及び損害賠償

甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

第17 漏えい等が発生した場合の責任

乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者である県を、「乙」は受託者をいう。

2 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。